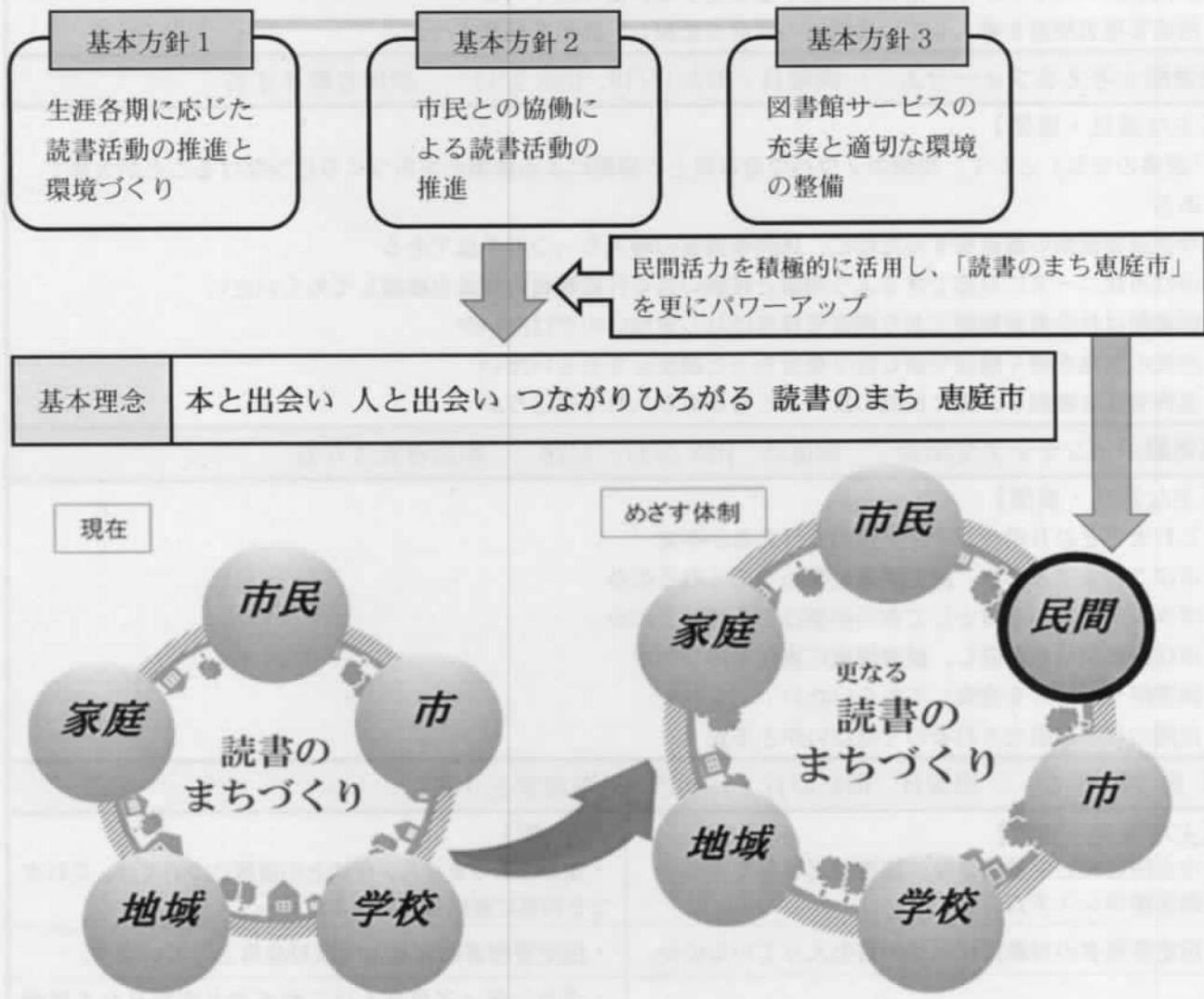


## 市立図書館指定管理者制度の導入について

### 1. 検討の視点

市は、「恵庭市人とまちを育む読書条例」及び「恵庭市読書活動推進計画」に基づき、『読書のまち恵庭市』を推進している。

#### 【恵庭市読書活動推進計画】



### 2. 導入のコンセプト

恵庭市が今後も読書のまちづくりを推進していくためには、民間のノウハウや情報等の活用が重要である。「恵庭市読書活動推進計画」の具体的方策に、「民間活力の導入の拡大検討」「業務の効率化の推進」を位置づけ、読書のまち恵庭の拠点となる図書館運営を目指すため、次のコンセプトを掲げ、指定管理者制度導入について検討している。

- 1) 図書館サービスの拡大
- 2) 市民との協働による読書活動の推進
- 3) 市民の財産である資料・情報の管理
- 4) 各種関係機関等との連携強化

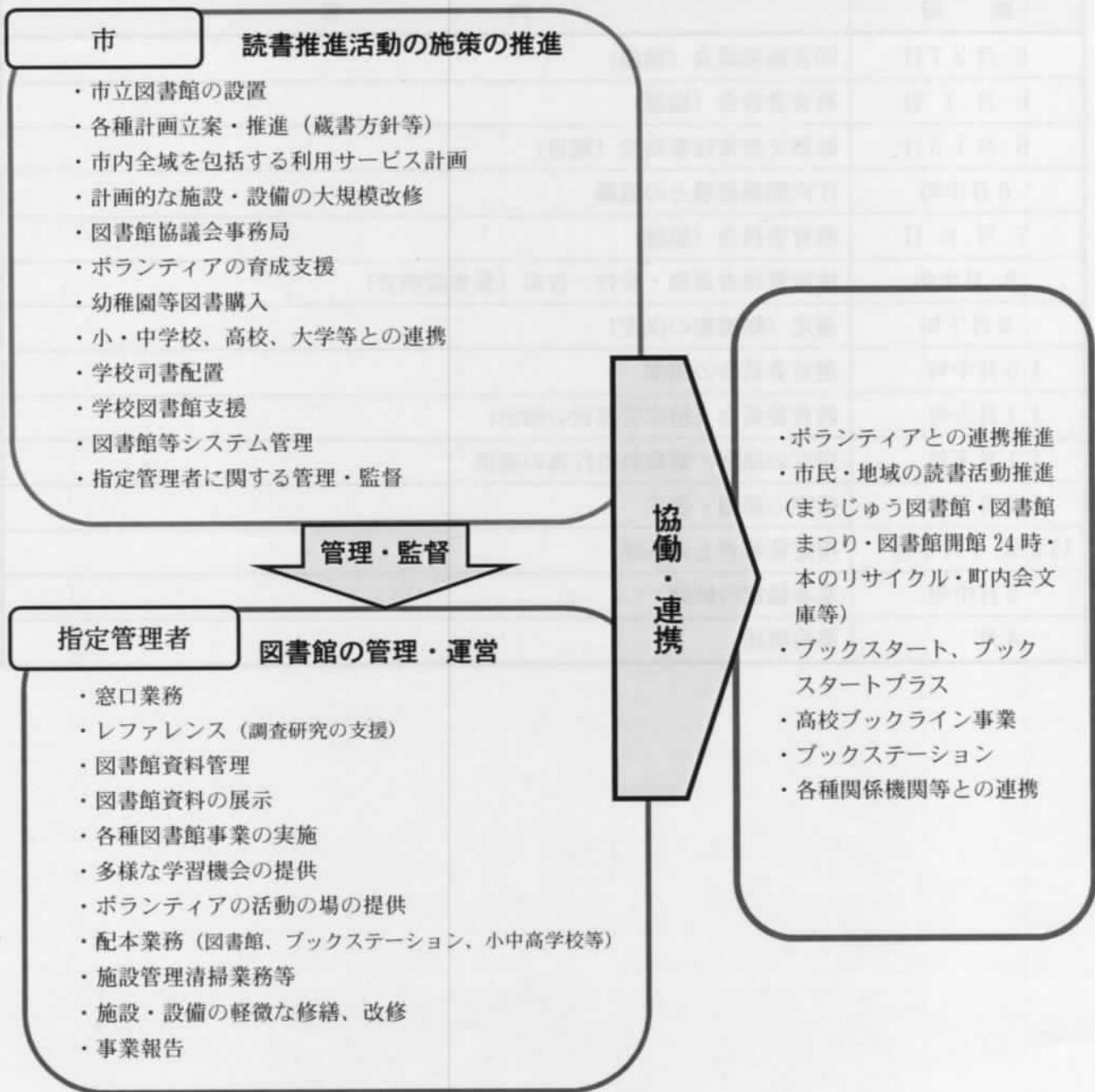
### 3. 市民説明会等による主な意見・要望等

図書館協議会	開催日 H27. 9/18、H28. 2/19、3/29、5/27	委員数 7名
5/27 の協議会において、指定管理者制度導入が承認される。		
【協議における主な意見】		
<ul style="list-style-type: none"><li>・指定管理者制度導入後、市が責任を持って管理・監督を行うこと</li><li>・指定管理者制度を導入して、開館時間等市民サービスを向上・充実してもらいたい</li><li>・市民活動・ボランティア活動が後退することがないようにすべき</li><li>・指定管理者制度を導入している他市の状況を把握し、課題を整理すべき</li></ul>		
図書館を考えるフォーラム	開催日 H27. 11/19、H28. 2/13	参加者数 94名
【主な意見・要望】		
<ul style="list-style-type: none"><li>・「読書のまち」として、民間のノウハウを市民との協働による読書のまちづくりにつなげることが大事である</li><li>・今後読書活動の推進をするために、民間事業者の導入も一つの手法である</li><li>・市は市民ニーズに対応できるよう知識と経験のある行政職員の育成を継続してもらいたい</li><li>・図書館は社会教育施設であり指定管理者はなじまないのではないか</li><li>・市民の意見を聞く機会や話し合う場をもっと設定してもらいたい</li><li>・業務委託を継続し、更に民間の良いところを取り入れてはどうか</li></ul>		
図書館ボランティア交流会	開催日 H28. 3/17、3/28	参加者数 35名
【主な意見・要望】		
<ul style="list-style-type: none"><li>・これまでどおりボランティア活動を行えるか不安</li><li>・市はこれまでどおり、読書推進に関わってくれるのか</li><li>・ボランティアの窓口として市の体制はどう変わらるのか</li><li>・市は行政職員を配置し、読書推進に責任を持つべき</li><li>・図書館サービスを充実してもらいたい</li><li>・民間の利潤が優先されるのではないかと不安</li></ul>		
市民説明会	開催日 H28. 5/17・18・19	参加者 50名
【主な意見・要望】		
・市立図書館と学校図書館の連携はどうなるのか (図書館等システム含む)	【回答】 ・変更はありません。学校との連携については、これまでと同様に連携していきます。	
・指定管理者の対象には学校司書も入っているのか	・指定管理者制度導入では対象外としています。	
・ボランティア活動はこれまでどおり行えるのか	・ボランティアさんはこれまでと変わりなく活動できます。	
・導入後の市の体制はどうなるのか	・担当する市職員を配置し、読書活動を推進していきます。	
・図書館の利用者の増加が重要である	・さまざまな市民ニーズに対応できるよう施設等の環境づくりを進めます。	
・財政効果が明確でない	・市と指定管理者の受持つ業務を明確した上で、指定管理料を積算します。	
・指定管理料は精査できているのか	・市では指定管理者に係る労働条件の審査を行い受託者の労働条件、雇用を審査しています。適正でなければ改善を求める仕組みが出来ています。	
・ワーキングプアの拡大につながる指定管理者導入は反対である	・指定管理者制度導入後、そのような機会を設定していきたい。	
・導入後も市民・行政・民間が相互に意見交流する機会を設定してもらいたい		

## 4. 指定管理者制度導入の考え方

項目		説明
活用の方法	指定管理者制度	各種委託業務等を一括指定管理者へ
対象施設	恵庭市立図書館	恵庭市立図書館本館・恵庭分館・島松分館の管理・運営 ※学校図書館は対象としない
施設設置者	恵庭市	従来どおり
施設管理者	指定管理者	恵庭市から指定管理者へ
指定期間	3年(初回)	更新時安定的な制度の活用が図られている場合 5年
行政体制	課体制	読書推進に関する施策の推進、学校図書館に関する業務、市立図書館大規模改修、指定管理者に関する管理・監督

## 5. 指定管理者制度導入後の運営体制



## 6. 今後の方針性

本市における読書活動は全国的にも高く評価されている。市民と市が一体となって地域ぐるみで進める読書活動は、恵庭市人ともちを育む読書条例の重要なキーワードとなっている。

現在、これらの活動は経験が豊富で意欲的な窓口等業務委託業者と市職員により行われているが、図書館に指定管理者制度を導入し、民間事業者の持つさまざまなノウハウや創意工夫により、開館日・開館時間の拡大、新規事業など多彩な事業企画等、新たな市民サービス拡大、更には現状に行われているサービスの質の充実が期待できる。

また、これまでの読書推進体制に民間事業者が加わり、市と協働及び連携して、より広い視野から事業に取り組むことが期待でき、読書のまちづくりの更なる推進につながると考えられることから、指定管理者制度を導入することとした。

## 7. 平成29年4月から指定管理者制度導入した場合のスケジュール

時 期	内 容
5月27日	図書館協議会（協議）
6月1日	教育委員会（協議）
6月15日	総務文教常任委員会（報告）
6月中旬	庁内関係部署との協議
7月6日	教育委員会（協議）
8月中旬	指定管理者募集・受付・告示（募集説明会）
9月下旬	選定（候補案の決定）
10月中旬	選定委員会の開催
11月上旬	教育委員会（指定管理者の指定）
11月下旬	指定の議案・債務負担行為の議決
12月下旬	指定の通知・告示
H29.1月中旬	指定管理者との協議
2月中旬	基本協定の締結
4月	業務開始